

庁議の概要

開催日：H18.2.21

◎項目

- 1 新県立図書館構想の概要について【教育委員会】
- 2 非常勤職員について【総務部】
- 3 指定管理者議案継続審査等への対応について【総務部】
- 4 議会質問情報について【各部局】

◎内容

- 1 新県立図書館構想の概要について【教育委員会】

教育長より概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

(県立図書館の現状)

・昭和48年に建築し、32年が経過して建物が老朽化、耐震対策が施されていない。計画蔵書数は30万冊のところ、49万冊余の蔵書があり、ホールや視聴覚室をつぶして書庫としている。また、専用の保管庫がないため、郷土資料のような貴重図書の保管に苦慮している。

(新県立図書館建設に向けた経緯)

- ・建物の老朽化や蔵書数などといった問題意識は以前からあった。
- ・平成7年に「新高知県立図書館整備構想」を取りまとめ、移転先を探す段階まで進んでいたが、県市統合病院構想と時期を同じくしたため図書館構想は凍結された。
- ・平成16年2月には「県立図書館の今後のあり方について」を社会教育委員会の図書館専門部会が詳細な検討を行い、提言。
- ・平成16年12月に「進化型図書館のための提言」を図書館専門家や経済界有志からなる民間有識者が提言。
- ・この2つの提言は内容的に非常に一致しており、今回の新県立図書館構想に多くを引き継いでいる。

(新県立図書館の基本コンセプト)

- ・基本コンセプトとして「進化型図書館が高知の自治をデザインする」を掲げたい。
- ・このことは、まだ私案ではあるが、こう考えた理由として、土佐の教育改革についての反省点がある。
- ・土佐の教育改革は、関係者が学校教育の改革ととらえてきた側面があったが、教育とは家庭・社会・生涯の全ての側面を持ち、それぞれを改革しなければならないということがわかった。そのことは言い換えれば、自ら考えて行動を起こすことの出来る県民、住民自治を担える県民、住民力を備えた県民を育てることであり、新しい図書館は、そのセンター機能を果たさなければならない。

(進化型図書館の機能)

- ・進化型図書館に求められる機能としては、「癒しの空間」「調べもののサポート」「生涯学習のサポート」「地域の図書館の支援」「知的集積のネットワーク」「知識と情報の集配」を考えている。
- ・この内、「癒しの空間」とは、例えば、家族全員で足を運んでもらえるような場所となることであり、また、「調べもののサポート」については、本を読みたい人が、本を読みに来るという場所から、県民生活全般について何かを調べたいときにその手がかりをつかめる場所となることである。

(進化型図書館の運営)

- ・目指すものは、「開かれた図書館」「顧客満足を追求する図書館」である。「開かれた図書館」とは、図書館運営の意思決定や日常の活動を県民と協働で行うことを考えている。このことにより、維持管理経費

についても低減することが可能となると考える。

(想定する規模)

・蔵書数は、近年開館した他県の事例の多くは 100 ~ 150 万冊であり、最低限の 100 万冊を考えている。

(駅前複合施設として図書館を建設することの意義)

・駅前に複合施設として施設整備を行うことで、利用者の利便性は向上することが考えられるし、建設経費、管理運営経費の節減が望める。また、三施設の連携協力、相乗効果の発揮により生涯学習機能が強化され、このことにより先ほど述べた、住民自治を担える、住民力を備えた県民を育てることが可能となる。

【主な意見】

・「進化型」とは、進化した図書館なのか、それとも進化していく図書館のどちらか。

両方の側面があると思う。

・今までに各方面からの提言をいただいているが、県としての図書館基本構想をいつ頃を目処に作るのか。

駅前複合施設構想が了承されるか否かにもよるが、並行しての作業となるのではないか。

・おおよその面積であるとか設計についてはそうかもしれないが、機能といった面、こういう図書館にしたいというのは表明すべきであり、県としての意思決定をいつ行うのか。

駅前複合施設構想として、基本的な機能は三施設併せて青写真の中に盛り込みたい。

・駅前複合施設で施設整備を行うということは結果としてあるかもしれないが、こういう図書館を作りますよ、と表明することはその前段で必要ではないか。今のままでは、駅前複合施設があってその中に図書館をつくるという流れになっていて順序がおかしいと思われる。

望ましい図書館像としては社会教育委員会の提言がベースとなると思われる。

・蔵書は幾何級数的に増加するものであり、これからの図書館として 100 万冊は少なくはないか。また、開架部分を多くすべきだと考える。

駅前複合施設トータルで 4 万 3 千㎡という制限があり関係部局長で割り振りを行った。共用部分に取り出した部分もあり、その面積を足すと希望の図書館面積からは大きな調整はしていない。また、蔵書数であるとか機能面での調整は行っていない。

・それぞれの施設の機能面、連携する機能の向上を県民に示すこと、すなわち、県民の皆が欲しい、望むものはこうですよ、と世論を巻き起こすように工夫して提示できるか。県民各層がどのように便利になるかを示さなければならないと考えるので、そこに作業を集中させるべきである。

基本構想のベースは今までにいただいた提言でベースとしては出そろっているので、きちんと取りまとめてお示しをするようにする。

・新県立図書館構想の機能のうち、今現在で出来ていないものは何か。

出来ていることが少ない。調べもの、生涯学習のサポートについても不十分であると認識している。有名な賞を受賞した作家の本とかはすぐ出てくるが、例えば、難病で苦しんでいた「ある」人が、「ある」薬を飲んで突然病気が治ったという話を聞いたが、その本は何かといったことについては対応できない。また、癒しの空間は開架図書室が醸し出すが現在の図書館はとてそのような雰囲気ではない。民間の本屋の方がずっと落ち着く。

・どのような施設に行ってみたいか、といったニーズ、ウオントを探ることも必要。

・「こういった図書館を作ります」と表明することが必要で、駅前複合施設構想が没になったとしても別でも必ず作るということが必要で、そういった手順を踏むことは要る。三つの施設が必要だから駅前複合施設構想という順序であって、逆ではだめ。

きちんと見えていないとするなら、もとの必要性をもっときちっと示すことが大事。

・図書館については提言をもとに県の姿勢を示すことが要る。

- ・駅前複合施設構想があろうがなかろうがそれぞれが必要であるということを構想に示すことが要る。駅前にはきっかけであり、没となってもそれぞれの施設整備は行う必要がある。(知事)
- ・経費、面積等は一定の制約があるが、中でも基本的なラインが守られたか否かがわかる資料が必要。
- ・これまでの作業では県立大学については、大学改革検討の中で設置者である県の姿勢を示している。文化ホールは2千席規模と5百席規模の多目的ホール+コンベンション機能が基本コンセプト。皆が一定納得できる新図書館は、従来の議論+H16.2の提言で基本ラインは押さえてあると認識していた。あとは、駅前といった立地でどのような施設の可能性があるかを示す必要がある。
- ・大学のウリは図書館、文化ホールとの併設による機能面の向上が最大のメリット。だからそれぞれの機能が重要となる。複合することのメリットを多段階、多方面から行き、作り上げていく作業を行うことが必要である。
- ・これまで、内部の議論で終始してきた。県庁の外に応援団を作り上げていくことが重要である。(副知事)
- ・写真については、出す時期と出し方が重要。決めきった形ではなく、弾力性を持って、県民から後押しをしてもらえるように。議会への示し方は各々の常任委員会で説明を行うのか、それとも他の方法で行うのかを考えなければいけない。

2 非常勤職員について【総務部】

総務部より概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・H17.12の新行政改革プランで、臨時職員はH20年までに50%、110人、非常勤職員は30%、100人以上の削減という基本的な方針を定めている。
- ・これまで、職員労働組合との交渉の経過は、H11.1には、現在従事している職そのものが無くなれば、雇用は打ち切りになるということを確認している。
- ・現在の状況は、既に欠員の職場を含めて66の職場を廃止することを考えている。結果、47名の方の雇用が無くなり、うち5名の方はリタイアをされ、14名の方は次の職場が内定をしている。残る28名の方は就職を希望されているが未だ就職先が見つからない。
- ・情報は行政管理課にあるので、個別に相談をして欲しい。
- ・退職される非常勤職員の方々は再就職に苦労されているので、各部局とも、再就職については出来るだけの努力をお願いしたい。(副知事)

【主な意見】

- ・各課長、各部長が民間企業へ出て行って斡旋を行うということか。
まず、県の外郭団体が空きが無いとか、それぞれの部局で非常勤職員の職は残るが人が退職をされるとかの情報交換をお願いしたい。

3 指定管理者議案継続審査等への対応について【総務部】

総務部より概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

【説明概要】

- ・前回提示した対応案からの変更点は、森林研修センターの指定管理者へ森と緑の会が候補となっていたが、問題が発覚したので議案の撤回を願い出たこと。
- ・また、同じ森と緑の会が月見山県民の森の指定管理者の候補となっていたが、この議案は提出をしなかった。
- ・指定管理者の応募側に知事等が役員を務める団体の除外の説明がわかりにくく誤解を生じさせていたため、表記を変更した。

- ・県議会議員への説明を行う中でいただいた意見の中には、応募団体に県の外郭団体が入っていなければ審査員に県職員が入っていても問題はない。というものもあったが、審査会の要領、要綱は県で作成するので試しに県職員抜きでやってみたらと考え、このような提案をした。また、審査の結果も審査委員会の県職員の評価と民間委員の評価に大きな違いはなかったと認識している。

【主な意見】

- ・この対応案を作成するにあたって、実際に指定管理者の選定作業を行った部局の意見聴取がなされていない。実際に作業を行ったら審査委員会から県職員を除外してやれるといった案は出ないはずだ。行政管理課の担当からはきちんと意見聴取を行ったと聞いている。
- ・担当者会を招集して、担当者同士で話をして終わりではいけない。きちんと、部局の意見として聞いてもらいたい。
担当を通じて部局としての意見をあげて欲しいとお願いをしているので、部局の意見であると理解している。
- ・前回も同じことを言ったが何のリアクションもない。
指定管理者の候補者に県の外郭団体が入った場合も審査委員会に県職員を入れるということか。
- ・候補者によらず審査委員会には県職員が入るべきだと考えている。先ほどの説明でも県職員、民間委員とも評価に違いがないとあった。
先の議会での継続審査理由が県の幹部職員が団体の要職に就いている状態で公平な審査が行えたかということであるので、候補、審査の両方に県職員がはいることにはならない。
- ・この対応案によると審査員の氏名や採点表を開示することになっているが、審査員になってくれる人がいるとは思えない。
- ・また、指定管理者の応募者と審査員の利害関係を完全に排除することは非常に困難である。例えば、応募者の親族と審査員の親族まで全てを調べることは個人情報の問題、事務作業量を考えると不可能である。
- ・審査の公平性の確保のために県職員を外せというのは本末転倒である。そもそも公平、公正な仕事を行うために公務員が存在している。
- ・審査員から県職員を除外することについては、各々異議があるようなので2月末日までにもう一度内部での議論を行う。(副知事)

4 議会質問情報について【各部局】 資料を配付した。